

第三次西尾市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

| 番号 | 該当箇所  | ご意見  | ご意見に対する市の考え方   |
|----|---|--|--|
| 1  | 第1章<br>6.財政上の措置   | 財政上の措置の中で国、県に働きかけるとありますが、司書配置や新聞の設置など、学校図書館の充実のために地方交付税の措置が国からあると聞きますが、今年度、いくら何に使われたのか教えてください。   | 「新学校図書館図書整備5か年計画」に基づく交付税措置額は、平成27年度の概算値で、4千167万円措置されています。実績額は、図書館整備に2千577万円、司書配置に1千924万円、新聞の設置には292万円支出しました。   |
| 2  | 第2章<br>基本方針2<br>〔学校・学校図書館の役割〕   | 文科省のリーフレットp.1(資料参照)によれば、学校図書館は読書好きを増やし、確かな学力等を育む施設とあり、①読書センター、②学習センター、③情報センターとしての役割を持っています。(案)では、②③の視点が抜けており、不十分です。2020年度から順次始まる新学習指導要領の一つの柱がアクティブラーニングで、主体的、探究的な学習を進めるには、学校図書館の充実が欠かせません。ぜひ、この視点を盛り込んでいただきたい。   | ご意見を参考に、〔学校・学校図書館の役割〕に以下の文章を追加させていただきました。<br><br>「また、学校図書館は児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。」 |
| 3  | 第2章<br>基本方針2<br>1.子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実<br>〔第三次計画の施策の方向性〕               | ②学習センター、③情報センターとしても使える学校図書館を目指し、「図書館資料」「人材」双方の充実させることを明記すべきです。   | 回答2と同じく、基本方針2〔学校・学校図書館の役割〕に「学習センター」「情報センター」について文章を追加いたしました。  |
| 4  | 第2章<br>基本方針2<br>1.子どもの読書習慣の確立、読書指導の充実<br>具体策(4)学校図書館を活用した授業の年間計画を作成する | p.24の表によれば、平成27年度にすでに100%達成されているとなっているが、計画は作成されていても、実際に授業がどの程度なされているかは疑問である。「作成する」ではなくて、もう一歩進めて「作成し実践する」とすべきです。  | 当然実践される前提での計画であり、各学校現場で実践に向けての取り組みがなされているものと想定しております。  |
| 5  | 第2章<br>基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>〔第二次計画の成果と課題〕                    | 学校図書館活用のための人的配置で、司書教諭が指導する学校の割合が55%となっていますが、各学校で保護者や教員・職員が、誰が司書教諭であるか知らない・分からないというのが現状のように思います。55%という数字をどのように出されたのか気になりますし、是非どの学校でも司書教諭を発令されるようになるといいと思います。また、学校司書の配置が%で表わされているのが分かりにくく不可解に思います。47%が55%になると8%も割合が高くなったと思ってしまうようになりますが、人数は具体的に何人増えるのでしょうか。となりの安城市では司書の配置を100%にすることにしました。せっかく西尾市は三河の中でも学校司書の配置は先進的であったのに、目標がたったの55%であることが残念でなりません。 | 平成29年度、教育委員会にて司書教諭の発令を行いました。学校司書配置人数の目標は、現行の17名から3名増加し20名としております。達成度の分かりやすさからパーセント表記としております。   |

第三次西尾市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

| 番号 | 該当箇所   | ご意見   | ご意見に対する市の考え方  |
|----|--|---|---|
| 6  | 第2章<br>基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>〔第二次計画の成果と課題〕   | 司書教諭は発令されていないと思いますが、27年度達成度55%は具体的にどこの学校か教えていただきたいです。   | 平成29年度、教育委員会にて司書教諭の発令を行いました。<br>達成度については、司書教諭が発令されている学校の割合ではなく、学校図書館を利用して授業を充実させることができた学校の割合です。なお、個別の学校名については、控えさせていただきます。  |
| 7  | 第2章<br>基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>〔第三次計画の施策の方向性〕  | 司書教諭、学校司書、学校図書館担当者、図書館ボランティアのスキルアップのための研修を充実させることを付け加えたい。<br>第二次推進計画にあった「学校図書館指導員」についての記述がなくなっている。P.11人的配置の〔具体策〕の(2)の次に追加し、用語解説にも入れるべき。   | ご意見を参考に、〔第三次計画の施策の方向性〕を以下の通りに修正及び用語説明の追加をさせていただきました。<br>また、用語説明は参考資料2での別掲載を改め、本文中の脚注としました。なお、職員、ボランティアの研修・育成については、2-2「学校図書館活用のための人的配置」の具体策(4)「学校図書館ボランティアとの連携を図り活動を支援する」、3-5「読書に関わる人の資質向上」の具体策(2)「職員に対して児童サービスに関する研修を実施する」に記載しております。<br>(修正後)学校図書館は学校における読書活動の拠点であることを踏まえ、要となる司書教諭及び学校司書の配置及び育成を推進し、※5学校図書館指導員の指導・助言を受けながら、子どもの読書活動の定着や学校図書館を利用した授業の充実につなげます。(後略) |
| 8  | 第2章<br>基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する | 西尾市は合併で広くなりました。各町にも図書館、ふれあいセンターなどに図書配置とか関係しているようですが、旧西尾市と考えると市立図書館の位置は市の中央にあると思えず、単独で、自力で図書館へ通う事のできない児童、生徒もいると思います。そういう児童、生徒には学校図書館が最も近くで本に触れ合える場所だと思います。学校図書館の更なる整備と人的配置(学校司書)をお願いしたいと思います。司書、司書教諭、教師が協力する事ですばらしい授業が行えると思います。<br>今、図書館ボランティアで行っている中学校は司書さんが配置された今年度、来館者数、貸し出し数ともに増えたそうです。忙しい中学生でも人がいる場所には行きたくありません。安城市では全校配置が決まったそうです。西尾市も頑張ってみませんか。<br>赤ちゃんから本に親しんでいく流れを学校でも続いていくようになってくれると嬉しいです。 | 学校図書館の整備や司書、司書教諭、教師が連携することで、いっそう学習活動や読書活動が推進できると理解しております。   |
| 9  | 第2章<br>基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する | 小学校に図書ボランティアとして参加していて、司書さんが常任されているかどうかで図書室の雰囲気はずいぶん違うように思われます。司書さんとの会話がある図書室は活気があります。子ども達も図書室に足を運びやすくなりますので、是非とも各学校一名の司書さんの配置を希望します。  | 学校図書館司書は、常駐する拠点校と随時訪問指導を行う学校を受け持っています。常駐でない学校についても適切な指導を行い、充実した学校図書館にしていきたいと思います。   |

第三次西尾市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

| 番号 | 該当箇所  | ご意見  | ご意見に対する市の考え方                                   |
|----|---|--|--|
| 10 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する | 学校司書「全校配置」の早期実現を切に希望する<br>学校司書は専門職です。各学校に一人は必要です。西尾市では2004年に二人の学校司書さんが配置されました(西尾中、矢田小)。<br>当時、西三河では画期的なことでした。学校司書さんが配置され、特に変わったことは「選書の確かさと生徒の利用率の上昇」です。西尾中では当時、総合学習の研究を進めており、他分野に渡る図書が必要でした。生徒から「司書さん、こんなことを調べたい」と相談があるとすぐに他校や公立図書館から資料提供がされました。授業における図書館利用率は高かったと思います。利用できる授業時間の予定表を組まなければならないほどでした。アクティブラーニングの大きな助けとなったと思います。これは教師ではできないことです。<br>学校司書は専門職です。「自分の学校にどんな本があり、自分の学校の生徒にどんな本が必要なのか」を的確に判断できるのです。学校により生徒により、必要な本は違うのです。それを見極めるからこそ、学校司書は専門職なのです。<br>西中では「司書さんいる?」といて学校図書館にくる生徒が多数いました。先生ではない存在が学校の中において、知的な刺激を受けられるというのは、多感な年代の生徒にとって非常に大切です。<br>以上のような、授業支援の仕事をするのに、現状のような「兼務校」では無理だと思います。学校司書の全校配置を進言します。 | 学校司書の専門性や配置の効果が実感できるご意見ありがとうございます。回答9と同様の回答です。 |
| 11 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する | 現在西尾市では図書館司書が小学校、中学校合わせて二分の一配置となっています。二分の一配置だと、常に司書が図書館にいないので、子どもや図書ボラが本のことで相談したい時、専門的な事を聞きたい時に居ないと学校活動、図書ボラ活動に支障をきたすと思います。司書が一枚に一名配置されることにより、常に図書室を開けておくことができ、子どもたちも自然と集まり、本とふれあうことが出来、もっと子どもも心を豊かにしてくれると思うので、もっと司書を増やして欲しいです。  | 回答9と同様の回答です。                                   |
| 12 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する | 現在、各学校に一人ずつ常に司書さんがいない状態です。子どもたちにとって司書さんは『心の支え』でもあり、『いろんな本と出わせてくれる人』であると思います。私の子どもも、つらく苦しい時、図書館へ行って司書さんとおはなしをして本を紹介してもらったりしているそうです。私も図書ボランティアとして司書さんの大切さを身にしみて感じています。読み聞かせの本を紹介していただいたり、「こんな本あるよ～」と教えていただいたり、居たださるだけで本当にいろんな面で安心して活動ができます。司書さんたちが他の学校に行かれてしまう日は子どもたちも私たち図書ボランティアもとても不安になります。是非、一学校に一人司書さんが毎日いてくださるようお願いします。   | 回答9と同様の回答です。                                   |
| 13 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する | 私は現在、西尾市内の小学校で図書館司書として働いています。毎日の仕事で図書室に来てくれる子ども達と交流し、子どもの個性にぴたりくる、読み応えのある本を紹介できる時、さらに、その本を読むことで子どもが豊かに成長してくれたと実感できる時、とてもやり甲斐を感じ、日々、感謝しております。しかし、こういった豊かな読書体験を提供するには、膨大な蔵書(準備室や学級文庫も含む)整理や、魅力ある図書館づくりといった水面下の地道な作業と並行して読み聞かせや本の紹介活動、さらには子ども達とふれ合い、信頼形成する活動など、ほとんど気付かれぬ活動の上でようやく成り立つものだと実感しております。それには、一つの学校に一人の司書がいるのが理想であり、子ども達の読書離れを阻止したければ、二年という短い周期で職場異動するものとても勿体ない人材の使い方と感じております。   | 回答9と同様の回答です。                                   |

第三次西尾市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

| 番号 | 該当箇所   | ご意見  | ご意見に対する市の考え方  |
|----|--|--|---|
| 14 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する                  | 学校図書館活用のための人的配置の具体策の中で学校司書の配置を推進するとありますが、目標値が55%、36校中20人で5年間で2人の増員とは低くないですか。アンケート結果からもわかるように、小学校中学年以下は「読みたい本はどこで手に入れますか」という問いに約半数が学校図書館と答えています。その学校図書館に専門家である司書が常勤でいなければ、よりよい資料を提供することができないと考えます。  | 回答9と同様の回答です   |
| 15 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(1)学校司書を配置する                  | 改正学校図書館法には人的配置だけでなく、資質向上のための研修の実施も明記されている。法律に合わせて研修についても触れるとよい。  | 回答7と同様の回答です   |
| 16 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(2)司書教諭を配置し学校図書館を利用した授業を充実させる | 現状では司書教諭の資格を持った教員が55%の学校に配置されているとあるが、教育委員会発令がされていないので、図書以外の校務分掌を担当していたり、時間数の軽減もないので、図書の仕事が全くなかったり、学校内でだれが司書教諭か知られていない場合がある。ぜひ、教育委員会発令をしてほしい。<br>学校図書館法第5条で規定され、数年前までは教育委員会発令がなされていたのに、発令されなくなったのはなぜか？  | 平成29年度、教育委員会にて司書教諭の発令を行いました。<br>達成度については、司書教諭が発令されている学校の割合ではなく、学校図書館を利用して授業を充実させることができた学校の割合です。 |
| 17 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(2)司書教諭を配置し学校図書館を利用した授業を充実させる | 司書教諭の配置だけではなく「発令」を切に願います。<br>西尾市では以前は「司書教諭」の発令がなされ、辞令をいただいていた。ある年から突然、何の説明もなく発令されなくなりました。現在もそうだと思います。学校図書館法では12学級以上の学校では発令するとなっていると思います。<br>司書教諭が「配置」されるだけでは、その方が「司書教諭として役割を果たすことができるか」疑問です。多忙な教師にとって図書館担当は重荷でしかないのです。「辞令を受けて、できれば授業数の軽減をされてこそ」、司書教諭として活動できます。<br>司書教諭はコーディネーターです。先生方が図書館を利用する授業の相談にのったり、学校司書との橋渡しをしたり、実際に調べ学習の授業をしたり、多方面に活動できる授業のプロのほずです。司書教諭として発令されることは士気をたかめることにもなります。責任もできます。<br>以上の理由で「司書教諭の発令」を進言します。<br>学校司書、司書教諭が両輪となって、学校図書館がより有効に活用できるのではないかと考えています。 | 平成29年度、教育委員会にて司書教諭の発令を行いました。  |
| 18 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(2)司書教諭を配置し学校図書館を利用した授業を充実させる | 「配置」ではなく「発令」すべき。数字上は半数以上の学校に配置されていることになっているが、きちんと発令されていないために誰が司書教諭なのか分からない、校内でも知られていない実態がある。立場を明確にすることで司書教諭の仕事がしやすくなるのではないかと。  | 回答17と同様の回答です。   |

第三次西尾市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

| 番号 | 該当箇所  | ご意見  | ご意見に対する市の考え方  |
|----|---|--|---|
| 19 | 第2章 基本方針2<br>2.学校図書館活用のための人的配置<br>具体策(2)司書教諭を配置し学校図書館を利用した授業を充実させる        | 司書教諭の配置をし、教育委員会発令すると明記すべきで、それがなければ、学校内での司書教諭の立場の確立は難しい。司書教諭としての仕事ができなれば、司書教諭を配置したことにはならず、学校図書館法に反する。   | 回答17と同様の回答です。   |
| 20 | 第2章 基本方針2<br>3.学校図書館の図書資料・施設・設備の整備と充実<br>具体策(2)児童・生徒一人当たり毎年1冊以上の図書資料を購入する | 学校図書館の蔵書整備の目標は、とりえず学校図書館図書標準(資料参照)を達成することで、全国的な調査でも必ずこの項目はチェックされる。(案)のような言い方だと、佐久島小学校(児童数16人)では17冊買ったら目標達成。鶴城中(生徒数1,034人)では1,033冊買って目標達成できていないとカウントせざるを得ないので、蔵書の充実度の指標にはならない。この項目は残してもよいが、これだけでは不十分。<br>なお、図書は冊数が多くても内容が古い本は使えないので、資料を吟味し、適切に廃棄し、使える本で蔵書構築している必要がある。 | ご意見のとおり、蔵書整備については、学校図書館標準冊数の達成だけでなく、古くなった蔵書の更新も必要です。司書教諭及び学校司書が、それぞれの学校に応じた蔵書構成となるよう整備してまいりたいと思います。 |
| 21 | 第2章 基本方針2<br>3.学校図書館の図書資料・施設・設備の整備と充実<br>具体策(2)児童・生徒一人当たり毎年1冊以上の図書資料を購入する | 市の図書費は「児童一人当たり1冊」の資料が買えるよう組まれていないように思う。また、仕様によって金額もまちまちで調べ学習に使える本は比較的高額なことが多い。一人1冊という書き方は目標達成のためには安い文庫本を多く購入するなどの調整が必要になり、調べ学習資料の充実を阻害しかねないのではないか。各学校に必要な基本図書を計画的に購入するために、選書の研修もあるといい。   | 回答20と同様の回答です。   |
| 22 | 第2章 基本方針2<br>3.学校図書館の図書資料・施設・設備の整備と充実<br>具体策(3)学級文庫の資料の充実を図る              | 学級文庫を充実させるのも大切だが、まず、学校図書館の充実である。学校図書館の本を学級に持って行ってしまわれては、学校図書館を使った授業など、必要な時に本が使えない、所在が分からないということも出てくる。さらに学級文庫用の本棚が必要になる場合も出てくる。学級文庫充実のためには別枠予算が必要だと思うがどのように考えているか。  | 学級文庫は、子どもの身近に本のある環境ができ、学校図書館と同じく重要です。市立図書館の団体貸出等の活用もできます。   |
| 23 | 第三章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度 第三次<br>2-1具体策(7)図書館利用ノートを配布する                    | 配布するだけでなく、オリエンテーション等で活用することまで触れた方がよい。  | 学校図書館を活用した授業の年間計画に位置付けて活用します。   |
| 24 | 第三章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度 第三次<br>2-2具体策(1)学校司書を配置する                        | 学校司書の配置47%→55% 数字の意味は17人→20人ですか？ 司書教諭の配置55%→60% 20人→22人ですか？ 割合よりも人数で書く方が分かりやすい。<br>空調設備もあと7校ですか？学校数で書いた方がわかりやすいし、目標がはっきりする。学校教育課、子ども課の担当の項目はほとんど%で表示され、目標の達成度がわかりにくい。図書館が担当している項目のように明確に示してほしい。  | 達成度の分かりやすさからパーセント表記としております。   |

第三次西尾市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

| 番号 | 該当箇所  | ご意見   | ご意見に対する市の考え方  |
|----|---|---|---|
| 25 | 第三章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度 第三次 2-2具体策(1)学校司書を配置する                                 | 平成26年の学校図書館法の改正により、第6条に「学校には学校司書を置くようにつとめなくてはならない」として、「学校司書の資質向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定され、学校司書の法制化がなされた。西尾市の学校司書は平成28年度17名で、5年後の目標が3名増加の20名では少なすぎ。再検討をお願いしたい。<br>おとなりの安城市では、第三次子ども読書活動推進計画に「学校司書の全小中学校配置とスキルアップの支援」が盛り込まれ、来年3月までに、全小中学校29校に専任の学校司書を置く」と新聞発表した。条件次第では西尾市からの優秀な人材の流出が心配されるので、早い時期の全校配置が望ましい。 | 貴重なご意見をいただきありがとうございます。参考にさせていただきます。   |
| 26 | 第三章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度 第三次 2-2具体策(1)学校司書を配置する                                 | 達成度が%では分かりにくい。人数で書いた方がよい。<br>いままで一人ずつ増員され、やっと半分まできたので、今後も継続して少なくとも毎年1人のペースで増員してほしい。今いる人を学校間で取り合うのではなく、人数を増やすことが大切と考える。また、近隣で全校配置することになった自治体もある。人材確保のための待遇改善も検討してほしい。  | 達成度の分かりやすさからパーセント表記としております。   |
| 27 | 第三章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度 第三次 2-2具体策(2)司書教諭を配置し学校図書館を利用した授業を充実させる                | 達成度が%では分かりにくい。学校図書館を利用した授業を充実させるには、司書教諭の「発令」が必要。  | 達成度の分かりやすさからパーセント表記としております。発令については回答17と同様の回答です。   |
| 28 | 第三章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度 第三次 2-3具体策(1)空調設備を全校の図書館に設置する、2-4具体策(1)図書館の資料を積極的に利用する | ・空調設備、配本サービスを利用する学校の割合%ではなく学校数で書いた方がよい。   | 達成度の分かりやすさからパーセント表記としております。   |
| 29 | 参考資料<br>資料2用語説明<br>※3学校司書   | 図書館司書の資格を有し、学校図書館の運営及び整備の充実を行うために配備される職員で、図書の整理、貸出、返却、レファレンス、授業のための資料準備、学習支援などの仕事を担当する。<br>平成26年の学校図書館法の改正により、第6条に「学校には、学校司書を置くようにつとめなくてはならない」として、「学校司書の資質向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定され、学校司書の法制化がなされた。この内容も盛り込むべき。   | ご意見を参考に、以下の通りに修正をさせていただきました。また、用語説明は参考資料2での別掲載を改め、本文中の脚注としました。<br><br>「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと」 |

第三次西尾市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメント提出意見と検討結果

| 番号 | 該当箇所                      | ご意見  | ご意見に対する市の考え方  |
|----|---------------------------|--|---|
| 30 | 参考資料<br>資料2用語説明<br>※4司書教諭 | 司書教諭の資格を有し、学校図書館の専門的職務に携わる教員の中で、学校図書館担当者(図書主任)を兼務することもあるが、別の場合もある。学校図書館を活用した授業の年間計画作成の指導、助言をし、学校全体の読書指導、学習指導、情報活用能力の育成指導に深く関わる。学校図書館法によって平成15年度から12学級以上のすべての学校に配置することが定められている。仕事内容をはっきりさせ、教育委員会により発令されることも明記されたい。  | 貴重なご意見をいただきありがとうございます。参考にさせていただきます。   |
| 31 | その他                       | 図書館のHPの、子ども読書活動推進委員会や、図書館協議会の議事録によると、「第三次子ども読書活動推進計画では、(株)図書館総合研究所に調査分析、業務支援の部分を委託し(委託金額204万円)有識者蔵元和子氏にアドバイスをうける」とあったが、実際どの部分を担当してもらい、どんなアドバイスがあり、それが、どう第三次計画に反映されたのか。情報を公開してほしい。第二次までは外部委託なしで作成しており、基本になるものがあるのに、なぜこれだけのお金をかけて外部委託したのかどんな必要性があってどんな効果があったのか説明してほしい。 | 「西尾市子ども読書活動推進計画(第三次)策定業務委託プロポーザル」により、株式会社図書館総合研究所に、現況把握、アンケート調査、計画案の策定業務、策定に係る会議の運営支援業務を委託しました。蔵元和子氏には、子どもの読書活動に関する助言、第二次計画及びその達成状況、第三次計画(案)への助言をいただきました。 |
| 32 | その他                       | 第三次の案にはもりこまれなかったが、今後の学校図書館の発展のためには、教育委員会、学校教育課のもとに「学校図書館支援センター」を設立し、そこに「学校図書館専門スーパーバイザー」を配置することが不可欠である。先進地ですでにその取り組みが始まっている。今後の課題として検討していただきたい。  | 貴重なご意見をいただきありがとうございます。参考にさせていただきます。   |
| 33 | その他                       | 本文中での理解度を高めるため、該当するページへの記載がよい  | 参考資料2においてまとめて記載の用語説明を、本文中の脚注に改めました。   |
| 34 | その他                       | 第三章 子ども読書活動推進の施策体系とその達成度の具体策は、市全体の施策であるので、担当、協力課の表現は改め、進捗状況は子ども読書推進委員会で掌握評価していく。   | 関係課、協力課の表記を削除しました。  |